

流山市市民参加条例第15回検討委員会会議録

日 時：平成22年10月12日（火）

午後7時から9時まで

場 所：市役所 305会議室

出席委員

梅谷委員、越智委員、狼委員、片岡委員、金田委員、管原委員、
田口委員、内藤委員、野路委員

欠席委員

伊藤委員

傍聴者

な し

事務局

倉田市民生活部長、兼子コミュニティ課長、高橋課長補佐、
須郷係長

議 題

(1) 全体に関わる論点について

- ・ 1 前文
- ・ 2 総則 目的 定義
- ・ 5 6 コミュニティの部分
- ・ 7 環境
- ・ 8 組織

(2) その他

- ・ 意見交換会
- ・ 市民まっりのブースについて

(事務局・高橋)

皆さん、こんばんは。ただいまから流山市市民参加条例検討委員会を第15回ですが、開催いたします。

それでは、委員長よろしくお願ひします。

(委員長)

今日も傍聴の方もいらっしゃらないということです。本日の出席状況で欠席があり、なお遅刻の申し出があるということです。欠席はA委員、それから少し遅れるということで、Eさんが15分くらい、Iさんが30分くらい遅れるということで、現時点で10人中7人出席しておりますので、流山市市民参加条例検討委員会要綱第6条の規定に基づき、半数以上の出席がございますので、会議は成立していることを御報告いたします。

それでは、この1週間の中に方向が変わったといひますか、意見交換会の日程についてまず動きというのですか、報告がありますので、この件について事務局から報告をお願いいたします。

(兼子コミュニティ課長)

意見交換会の日程のことなのですが、関谷先生1番いてほしいとのご意見が強かったので、そこで今関谷先生と調整しまして、11月21日日曜日午前10時から12時までということによりしくお願ひいたします。

(D委員)

すみません、委員長、私はこの日は出席できません。

(C委員)

すみません、私も高野山にいていません。

(委員長)

もう先生がこの日しかないということですから、この日でやるということ、決めたいと思ひます。事務局からはそういうことによりしいですね。

(兼子コミュニティ課長)

11月21日10時から12時までの2時間で、場所は市役所の委員会室です。先生の都合で1回のみとなりました。

(C委員)

何人くらいはいるのですか。

(兼子コミュニティ課長)

委員会室は、100人弱です。椅子をいれれば大丈夫です。

(委員長)

では、時間、場所そういったことでこれは決まりということですからめるということになります。では、中身について委員会の意見、Hさんのほうから御報告。

(H委員)

この中身についてと場所とかのもう1度確認を踏まえて、今日Aさんからメールがあったのですけれども、その説明をしていきたいと思います。

まず目的のところですが、前回この①のところは市民参加条例及びその基礎である自治基本条例の市民への啓発と共感者の創出と書いてあったのですけれども、こちらの最初の自治基本条例のところは抜けて、①のようになりました。②については、現在案とのマッチングというのが最後についていたのですけれども、こちらは削除した形になりました。

2の日時については11月21日の、10時に直してください。10時から12時までになります。場所が市役所4階と先ほどいわれていたところと、東部公民館講義室というところがあって、この2カ所のどちらがいいかみたいな。

(D委員)

これは、午前1回しかやらないのですよね。午前しかやらないか

ら市役所 1 か所で決まりですよ。

(H 委員)

下のところですね、動員目標がこれはまだ決まってないみたいですが、定員ぎりぎりまでということ。

内容について入ります。まずここは、最初市長挨拶が最初だったのですけれども、委員長挨拶をしてから市長挨拶、もし井崎市長が来られたらという場合で、市長挨拶が入りました。次に関谷先生が来られることになったので、市民参加条例の意義とか流山での導入する経緯などを含めて、講演していただくと思います。4 番目にこの全体としての報告、説明というのが前回議論されていた、ブースの説明などにあたると思います。そのブースの説明のあと担当者を決めて、たぶんこれは決めるのだろうという感じのマークだと思うのですが、担当者を決めて、説明していただくと思います。5 番については、変更点はないので、次の 6 番にいきます。こちら前回まとめと書いてあったのですが、コメントということで関谷先生と B さんにやっていただくと思います。7 番アンケート記入は前回と同じ、変更点なしです。

次に 5 の役割分担についても前回と変更点はないので、飛ばします。

(D 委員)

すみません、ブース解説私も C さんも欠席みたいですから、そこは。名前が書いてあるので、削除してください。

(H 委員)

では、ブース解説を E さん、J さん、I さんにやっていただく形になると思います。準備するものも変わりはないです。最後にこちらが PR 活動ということで、ここにあるようになっていまして、担当者というところで今日ぎりぎりにメールをもらって、ちょっと連絡をとる時間がなかったので、自分もこの担当者を決めることについてはちょっと把握しきれていないので、これの今の説明を全部踏まえて、何かもっと改善したほうがいいとか、担当者を決めるので

あれば決めたいと思います。Aさんと話した間での私からの説明は以上です。

(委員長)

ここの中でここが違うというのは、今日はAさんが不参加ですので、この中で議論をやったほうが、今、しなければいけないと。16日にもこれについてのもう1度機会があると思います。これは、広報はもう手配完了ということで、これの告知の内容というのは、これは。

(事務局・高橋)

広報の内容です。お渡しいたします。

(委員長)

これ担当者というのは、これからほかの職員との意見交換もそうなのですけれども、それぞれ今の担当になっているAさん、Hさんが相談して、この担当者についても案をつくっていただくことになると思います。そのためには御本人との承諾をいただいたりということも含めて、それもやっていただく。全部この場でやっていくとそれはもう、ということで、お願いします。ここの担当者についてもそれぞれ調整お願いします。

(J委員)

ただ1つ、今5番の役割分担のところの②のブース解説ありますね。検討委員4、5名ということで、CさんとDさんが、当日都合がとれなくて出席できないという話になると、ここは相当影響が大きいのでどういうふうにするのかということで、当日の、このところがブース案でやるという話できたのですが、これは本当に可能なかどうかということもう1度考え直すなり、あるいはこの案をそのままブース案でいくのであれば、どのような形をとるかということは、これは全体で考えないといけない問題ではないかと思えますよ。実際にAさんとHさんでもってCさんとDさんにそれぞれ少なくとも各部会において、この部分というのは、相当重点的に

原案からつくっていただいていますのでね。というふうに思います。今、Eさん、Iさんが来られたら、多分同様に考えられると思いますけれども。ネーミングだけでは行かないのではないかと思うのですよ。

(C 委員)

基本的にブースのときに誰か立つのですよね、1人で。立ってなんか模造紙に何もはってなくて、なんか紙を渡すのですか。

(D 委員)

一応模造紙は、一応そのどういうふうに、私のイメージとしては、ブースだからテーマごとに分けるのではないですか、でもテーマの中身ぐらいは何も書いていないとそれを読んで、それでするわけですからその骨子なり、何なりは書いているわけですよ。ここの議会なら議会で、一定程度書いてあるわけですから、それでそんなにブースにいる人が一方的にレクチャーなんかしなくてもいいはずですから、基本的には、意見ある方はさっさと書いてしまうかもしれないし、あるいはちょっと意見交換をするかもしれないけれども、それはもう皆が内容的に共有していれば、それは、私はもう問題ないと思うのですよね。それでちょっと連動して先ほど4の4番Hさんが全体としての報告、説明ということでおっしゃったのですけれども、これはブースの説明ということよりも、むしろ骨子案のこちらが全体を通してこうどういうものかということの、そちらの趣旨の説明ということになるのではないですか。それでそれが付随的にブースはこういうふうに分かれていますということなので、むしろ全体を、ここで説明しようよという話はあったと思うのですね。そこでフロアの人たち、会場に来ている人たちも一応聞いて、関心のありそうなところというところでいくか、その解説員という形でしているわけではないですから、皆で共有これからできるわけだから、その辺は、誰かが皆それぞれの共有されるわけですから、その辺は議論をしたい方もいらっしゃるし、もっと細かく知りたい方もいらっしゃるけれども、それはそのときのケースバイケースではないかと、私欠席するので、勝手なことという申し訳ないのです

が、イメージ的には私はそういったイメージでいたものですから、これはたまたま名前をあげてあるだけだから、本来もっと皆で手分けできるはずのものではないかなと思っていたのですけれどもね。

(C 委員)

この④は委員長か副委員長か恐らくEさんあたりが説明されるのかなというイメージなのですよね。その時にまとめたEさん、これからまとめるというのを全員に配るわけ、恐らく配るのでしょう。そうするとそれを見ていろいろ考えるのですよね、恐らく。説明の間に。そうすると今度ブースにして、興味のある、例えばコミュニティに興味のある人は、少しつつこんだ質問とか意見を言うてくる可能性があるのかなというのは、考えます。

(J 委員)

そこら辺はちょっと今Dさんの担当で大丈夫だという話が、若干、今全体のこの④からすごく考えたのです。というのは、ここは一方的なレクチャーになってしまうでしょう。それでそのときは質問できないですから、ブースに分かれて、自分が興味あるところにきたときに、この部分はこういうことですよとか、ああいうことですよとかという質問がきたときに、やっぱりそこである程度、イエスかノーかという部分を含めた、あるいは、いや、こういう考え方もあるのですよというもう少し柔らかく噛み砕いた解説が出るというようなそんなやっぱりレスポンスは必要ではないかなと思いますね。

(D 委員)

そうだと思うのですけれども、恐らくあんまりつつこんだ質問とか本当に数数えるくらいしかなかったような気がするのですね、自治基本条例やったときにも。それよりも情報を持っているか、その骨子案よりも日頃自分が市政に関する、それに関連したようなこととかを話されるというイメージが、私は前の自治基本条例のときあったのですよね。自治基本条例のときにはわりかし情報も骨子案も条文みたいな形で条文案が出ていたのですけれども、わりと具体的に出ていたのですけれども、それもそこでいわれるのはCさんとか

皆さん主張のある、そういう形の方で、一般の人たちはあまり自分の市政に対しての感じ方とかそういう感じ方とかも自治会の会長さんなら、そういう感じ方みたいなのが多かったような気がして、今回はわからないですけれども、だからそのつっこんだどこまでしたときには、解説員というかそこにいる人が必ずしもレスポンスしなくてもというか、共有できる部分とできない部分もあるかもしれないですけれども、全面責任をその人が負う必要はないのではないかなと思うのですけれども。

(J 委員)

もちろん、負う必要はないのです。なんとなくいきなり参加された方が、いきなり今われわれが現状、まだ全体的なことまでやっていませんけれども、その案を④のところ初めて出すわけですよ、初めて聞いて、それで今度いきなりポストイットみたいな形で参加者がブースに分かれたところで、自分の思うことを質問点、どうぞ遠慮なく書いて、そこら辺にはりましょうというそこはわかるのですよ。その動作にいくまで。果たして全体の中で、このせっかくの交換会の内容的なものとして、反映できるのかなと思うところが、若干ちょっと今気になったものですから。やっぱりお2人の欠席というのは別に責めているのではなくて、大きいですから。だから、逆にいうと、私はブース案ということをごだわる必要があるのかなということも含めて、どうしてもこの案がいいということをもう1度再構築したほうがよろしいのではないかなと申し上げています。反対意見として言っているわけではないですよ。

(E 委員参加)

(委員長)

Eさん、市民との意見交換会、これ先生の都合で、11月21日の朝10時から12時で、場所は市役所の4階の委員会室、これは椅子を並べると100人くらいは可能だということで、それを前提に今、話をすすめています。ただ議論の中で、当日21日はCさんとDさんが参加できないということで、その説明をする人材といい

ますか、そこでちょっとこのブース形式がしっかりやれるかどうかという、Jさんのほうからそういう指摘が出ているというのが現状です。それと今のこの流れから見ますと、ブース、つまり先生の講演があったあと、説明が終わったあと、ブースを見て回るというのは、そこでその解放ではなくて、皆さんの意見をもらったあとまた席についてもらってそしてコメントやアンケートを出すという流れでつくられているという理解してよろしいですか。

(D 委員)

席につかなくたって、もうフロアー全体、そこら辺で書けばいいのではないですか。

(委員長)

いや、今は流れの確認です。そのコメントとかですね、いうところがあったり、そういう提案になっていると。

(E 委員)

そうするとまずブースに分かれるという方式は皆さんどうなのですか。いこうと、無理だと。

(委員長)

最初はそれで話としてまとまったということで、この形になっていると思うのですね。

(E 委員)

その今のお話で御欠席の方もおられると。CさんとDさんが来れないという人員の中で、それでもブースでいくのか、いけるのか、という判断ですね。

(J 委員)

私はそのところで、Dさんは別にブースに分かれて従来案でいって、それで仮に今CさんとDさんのところを、別のネーミングが入ったところで、ある程度そこで全体の④のところ、全体としての

報告、説明、ここをきちんとしていただければね、ブースの中で、そこにエントリーした方々がポストイット、比較的スムーズに行くのではないかと、それに対しての質問等についても、さほどのレスポンスに対して深い対応をしなくてもいいのではないかと。そういうような今お話をいただいたのだけれども、私は今Eさんがいわれたように、必ずしもそういった状況になるのであれば、このブース案というものを最後までこだわらなければいけないということなのかどうか、違う組み立てを考えてもいいのではないかとというのが、私の意見です。

(E 委員)

ブースは結局いくつになるのですかね。

(委員長)

ここでは4つです。

(D 委員)

4, 5と前文とあれ決めて、議会への参加とそれから行政への参加、コミュニティへの参加と組織とかどういうふうに分かれることになるのか。そういう意味ですよ。分かっているわけでしょう。

(E 委員)

その中で私はブースの担当として、やってもいいですよという方が決まらないと、この案はだめでしょう。私はできません、私はできませんと言ったらできないでしょう。8人でいくつかのブースをやるわけでしょう、8人で。

(C 委員)

関谷先生はどうですか。

(D 委員)

関谷先生はおかしいでしょう。

(C 委員)

2人抜けたら7人で、ブースを担当する。

(D 委員)

ブースのテーマをもうちょっと大きくするとか。

(E 委員)

私がやりますよと引き受けてくださる方がいればよいわけで、それをまず決めないことにはブース案というのは可能性としてははないのではないですか。皆さん、それをご心配されているのではないですか。

(J 委員)

もっと率直にいいますと、コミュニティのところ、コミュニティの部分で部会としてやられたのはCさんですよ。ここをエントリーされたのは、案として。これどなたがこのエントリー案をしたのか、私はわかりませんが、現時点ではこのネーミングというのはそれぞれの部会、それから中での役割担当がきていると思うのですよ。その中でCさんがもし出られないのであれば、そのコミュニティ部会の中のどなたかが、そこはきちんと立っていただければ、そこはそれで大丈夫というふうになるでしょうけれども、その辺も含めてですよ。

(委員長)

では、その部会の中で担当したテーマに近い人がやるのが1番自然ではあるのですよね。

(J 委員)

そういうことで、最初のこの案があるのではないかというふうに思っていたのですよね。でもそれは違いますというふうに言われて、あくまでも、この方の名指しで決めている案ですとしてやれば、それはそれなりに別のネーミングがでてきても自然だと思うのですが。

40分という相当大きな時間を割いていますから、このもっとブ

ースというところを縮小してね、失礼だとは思っただけれども、さっきのDさんのいわれた通りある程度全体的な説明を重点的にやった上で、なおかつ質問等、意見等をいただく1つの手段として、ブース形式に分かれて、そこで意見とか、質問とかしてくださいと。そのためにブースを用意してありますから、とってそこに流し込むというやり方も、あえて形態的なブース案を残すのなら、そういうことで一応クリアできるかなと思っっているのですけれどもね、この案であれば、当初案でいけば、かなりやっぱり21日のミーティングの中での大きな要素を占めるのかなと、そういうふうに考えております。

(E 委員)

ブースでもし、あれが1つの案というか、分け方ですが、ああいう分け方をして5人がはりつきますよね、答える人がね。だからある程度きちっと答えられないと、それは来た方に失礼だし、ということにならないでしょうか。

【ブース案 板書】

1. 前文・目的・基本原則
2. 行政の参加
3. 議会の参加
4. 協働
5. コミュニティ
6. 環境・組織

これをどうくっつけるかは別として、くっつけ方とかはあるでしょうけれども。

(C 委員)

ブースの目的というのは、意見交換をするところに意味があるのか、それとも意見を書き込んでもらうところに意味があるのか、そ

ことのからみがあって、ただ単に意見を書き込んでもらうのであれば、アンケートとの関係はどうするのかとかね。

(E 委員)

これはブースに分けたほうが、同じ時間の中で、ひとつのことに絞ってやると、結局、同じ短時間の中でいろんなことが同時にできるのですね。そういう効率があるので、そこでいろいろな意見を言ってもらって、それが1番のメリットだと思うのですよ。そういう意味で私は、ブース案はすごくいい案だなと思ったので、それを頭から残り1時間なら1時間、1時間半なら1時間半、1時間20分とするにしても、その章の中で全部やらなくてはいけないでしょう。ところが、1番について1時間やると、2番について1時間やるというのはできないですから、1時間が6つあれば、6倍できるわけですから。そういう効率があるので、すごくいいなと、私は思っています。

(C 委員)

それと理想的にはやっぱり意見交換して、お互いにキャッチボールすることが。

(E 委員)

そういうメリットもありますね。大きな2つのメリットがあるので、すごくいいなと思っているので、ぜひ、この形式でいきたいなと思うけれども、この可能性として、いいアイデアではあるけれども、実行可能性がないのでどうしようもないので。

(C 委員)

Dさん行政の書き手だから、やっぱり本来はDさんが前にたってもらわなくては…。

(E 委員)

私は、2つくらいやれというのであれば、4番と6番やりますよ。それで、私がこれやりますよというので、成り立てばよいのであつ

て、私は苦手だからということであれば、それは成り立たないですね。それなら、他の方式を考えなくてはならない。

(C 委員)

それとも 2 人ペアにしますか。1 人ずつ単独で専門に立つのではなくて。

(D 委員)

どっちにしても、私皆さんがやっぱり役割分担だから、ペアになったほうがいいと思いますよ。それは皆さんがつくっているわけだから、それはそうなのですけれども、書いた担当者がいないというブースも、私の担当のところはこれだったのですけれどもということ。

(C 委員)

当日いない者が発言しているという…

(J 委員)

いやいや、当日ではないのですから責任を持ってお願いします。発言してください。

(D 委員)

コミュニティは、C さんが中心でリーダーシップで書かれているけれども、それは合意ができていうことだから、コミュニティもいいのではないですか。いいのではないですかといっても私が勝手に言うてはいけませんけれども、どうなのですか、その辺。

(H 委員)

やれることはやれると思うのですけれども、かなり洗練されたというか、自治基本条例とかの専門的な知識をもった方にがつがつ意見を言われたら、それに見合う答えを返せないなど。

(D 委員)

でもそれってそれは違うと思うのですよ。公募の委員で、そこから始めているわけですから、自治基本条例にのっかっているとそれは制度的にそういう形であるけれども、委員としてはまだ市民参加条例の中で始めてもここからスタートしたのですから、その辺の部分まで全部といたら、それはもう行政のプロではないといけないかもしれませんよ。それはちょっとそういうところまで求めるのではなくて。

(E 委員)

ちょっと、議論していても仕方ないので、具体的な案を、具体的に割り振ってみて、それでできるならいいし、だめだったらだめだし。人をきめちゃいましょう。割り振ってしまいましょう。そうでなかったら、わからないでしょう。これが成り立つのかどうかということが。これはできないけれど、他ならできるということもあるでしょうから。そういう意味でたたき台にして、1番と5番は、委員長にやってもらおうと。それから3番はJさんにやっていただくと、それで、行政への参加はAさんにやってもらおう。

(J 委員)

2・3をやってもかまいません。

(E 委員)

そうですか、では、2・3をお願いします。それで私が、4・6をやりますよ。これなら成り立つではないですか。そういうふうを決めていかないと、それでいけるといっているのであればいいじゃないですか。

(D 委員)

でもコミュニティははっきり言ってコミュニティ部会……

(E 委員)

だから本当はつくるのですよ。つくるのだけれども、メインとして。

(D 委員)

メインはコミュニティ部会に決めてもらえばいいではないですか。

(E 委員)

決めてもらうのはいいけれど、皆ができないというのであれば、成り立たない話なのですから。

(D 委員)

できる、できないも言ってないです、まだ何も。

(E 委員)

合意をしているとは言っていないでしょう。

(G 委員)

会議に出ていないので今この文章決めるときにね、いきさつがわからない。

(E 委員)

これは今、突然書いたもので、だから、もっと他のブースがあるかもしれないけれども。

(G 委員)

ちょっとお休みしてしまったので、このときの……

(E 委員)

だから今。今突然書いたことだから。たたき台だから、もっと他の案があれば、ご提案いただきたいし、これでよいということであれば、次にすすむとすれば、これをBさんにやってもらって、それから2番と3番をJさんにやってもらって、それから。

(C 委員)

われわれ2人が参加していたらどういうふうになったか決めて、

そこの抜けたところに誰が入れるかという。

(E 委員)

コミュニティ部会の人ですよ。Bさんだけでは説明不十分というのであれば、だれか入っていただければよい。

(D 委員)

だからメインは、6はIさんがメインになって、やっぱり委員長はそれを前文のほうをして、コミュニティのほうは彼ら2人にやってもらって。

(E 委員)

おおまかな案としては、Aさんに。

(D 委員)

Aさんは、だって組織ですよ、環境・組織ですよ。だからブースを1つにしてしまえばいいではないですか。模造紙を2枚はって、ブースは1つでいいじゃないですか。

(E 委員)

1番はAさん、2番3番はJさん、4番と6番はIさんと私、5番は委員長とコミュニティ部会でどうですか。もっといい案があったら提案してください。たたき台がないとすすまないから。これなら可能性がありそうですね。

(C 委員)

いいのではないですか。

(E 委員)

気がついたことは、1人で答えていたら、全部は答えられないから、何でも漏れはでるのですから。いろいろ補佐してもらえばいいのだから。そんな感じになると思うのですが。

(委員長)

その場には私が出てということでもなく、自由にあれしますし、先生もいますし、そしたら事務局のほうもいますし、いろんな形でそれは。

(E 委員)

だからそんなのは1人がメインになって、1人でやってくれというのであれば、責任が重いかもしれないけれども。私だって1人でやるのは無理ですから、だから、皆の力を合わせてやるのだと、ただ、核になる人だけは決めておかないと。だから5番のコミュニティはBさんに核になっていただいて、ほかの人がフォローしていくと。

(G 委員)

意見をいってもらうということがメインでいけばよいのですね。

(E 委員)

そうですね。

(委員長)

きちんと答えなくともとにかくいろいろな質問が出れば、それを記録しておいて、それを反映させると。

(E 委員)

内容は、4の④で全体としての趣旨、説明ということになるでしょう。ここで概要については説明するわけですよ。それだけでは不十分だから、当然、コミュニティの分野についてはさっきの話しではよくわからないと、こういうことどうですか、ああいうことどうですかと質問がありますよね。まずそれをお答えしていただいて、それからコミュニティに入れば、やると。そういうこと書いてあるのではないですかね。

(J 委員)

回答したことに対して、答えたことに対して違う意見があるといわれたことは、是非そこは書いて貼っていただいと、そういうふうにやっていかないと。

(E 委員)

それも含めて、ポストイットに書いていってくださいと、それだけでもいいのですよ。

(C 委員)

最初からポストイットに書いてくださいと。

(委員長)

それでは、いろんなアイデア出てくると思うのですが、基本的には、そのブースといいますか、こういうことで担当が決まったということは、この方式で……

(E 委員)

いいのかどうかは。案として書いたただけだから。

(委員長)

今のこれ意見、これに御意見ある方。いらっしゃらなければこのままいくと。

(兼子コミュニティ課長)

一応案が6つ出ているのですが、このブース全部が必要かどうかという議論はどうでしょうか。

(E 委員)

ですから例えば私とIさんが4番6番は協働とそれから市民参加、推進のための環境づくり、組織づくりというブースにしたわけです。それから2番と3番は行政と議会への市民参加というふうにすれば2つできますよね。

(兼子コミュニティ課長)

そうではなくて、例えば前文。前文はいりますか。

(E 委員)

ああ、なるほど。それもありますね。

(D 委員)

前文はいらないと思います。

(E 委員)

それでは、前文はなしにしてしまいいましようか。これは1番最初に説明しますからね。

(J 委員)

まあ、そうですね。1番のところまで、あまり聞いていくとなると大変になりますよね。

(E 委員)

そうですね。1番の前文、目的、基本原則は消しましようか。

(委員長)

今日どうしますか。ここでこれを議論していると、今日はこれで終わってしまいますので、AさんとHさんにここまでの意見を受けて、再度これをまとめていただく、この内容についても提案していただいとというような形にしていけないと、本当にもうこれからきりがないので、一応確認されたのはブースでやるということについては、皆さん賛同されたということで、これの具体的な展開というのは案を出していただいて。

(E 委員)

この次に提案していただいて。

(H 委員)

了解しました。

【ブース担当者案たたき台 板書】

1. 前文・目的・基本原則	: 委員長、副委員長
2. 行政の参加・3. 議会の参加	: J 委員
5. コミュニティ	: 委員長+コミュニティ部会
4. 協働	: E 委員
6. 環境・組織	: E 委員、I 委員

(委員長)

では、ここで確認しますけれども、意見交換会は、日時は決まりましたし、それをブース形式でやると、そのことについては担当者がついてやる。それからブースの内容、ブースをどういった形でやるのかということにつきましても、提案をしていただくという形にしたいと思います。この件についてはこれでよろしいですか。

(D 委員)

すみません。広報の原稿について。

(委員長)

それで、広報の原稿ですが、校正も終わって、直しもきかない、これを出しましたという情報です。

(D 委員)

というのは、すみません、今気がついたので、「市民が参加する仕組みやルールなどの条例を策定中です」というと、これはもう市が策定しているというイメージしかないのですよね。市民検討委員会を設けて条例を策定中ですというふうな形がないと、市の事務局がこれつくっているのかなと、そういう感じがしましたので、で

できれば…。それから、これは検討委員会主催ですよ。主催は検討委員会ですよ。その2つが抜けていると思いました。

(委員長)

メインのタイトルのところに白抜きで条例の策定も市民参加ということで、その表現を。

(D 委員)

すみません、違うと思います。条例の策定もといったら市民参加ですから、条例に対してパブコメ出すのも市民参加ですから、これは公募の委員も含めた市民検討委員会で今策定中です、そこで市の皆さんより広い市民の意見をいただける意見交換をしたいというところに入ったということですから、条例の策定を市民参加では、これだけではちょっとカバーできない問題があるのではないかと思うのですが、もう出してしまっても変更きかないですか。検討委員会主催というのもないですよ。

(事務局・高橋)

若干はききます。

(D 委員)

字数がちょっと増えると困るかもしれませんが、今いったようなことを市民参加検討委員会で策定中で、それにより広い市民参加の市民意見交換会をもつということと、あとやっぱり検討委員会が主催であるということ、主催がないですよ。これだとコミュニティ課が主催しているみたいですよ。問い合わせと書いてありますけれども、主催はやっぱり検討委員会主催というふうに入れるべきではないかと思います。その2つが。

(E 委員)

主催というよりも、条例を策定中ですよというところに、検討委員会を設置して策定中ですよというように入ってれば。

(D 委員)

でも、主催はここにどこかに主催を入れたほうが良いと思います。主催なんとかで、問い合わせはコミュニティ課と。私はその2点必要だと思いますので。これはちょっと。

(J 委員)

市民条例の検討委員会というのがどこかに入っていないとおかしいですね。

(E 委員)

これはある意味では市が表に立ってしまうと、あとで苦情が全部市にいつてしまうから、そこへいくまでに、われわれがまだ主体でやっていく段階なので、だから皆さんから広く意見をいただきたいのですよと、そういう段階ですよということも意味するわけだから。

(D 委員)

ちょっとその2つくらいが入れば。

(E 委員)

検討委員会の主催でと。

(D 委員)

全部市でやっていてそれで市が主催して、市民参加に来てくださーいよというイメージしか、これでは読み取れないです。

(委員長)

それでは、文案というか、それはもう事務局にお任せするというところでよろしいですね。

(D 委員)

2点入れるということでお任せします。

(委員長)

それから今市民との意見交換会について議論したわけですが、職員との意見交換会については何かこう進みましたか。

(D委員)

まだ何も内容も、まだ決まってはいるのですが、一応日程的には11月30日、予定はそういう予定です。今のところ。

(委員長)

日程は一応予定しているのですね。

(D委員)

日程はそうです。それでももちろん出られる委員の方は、極力出ていただきたいと思います。

(J委員)

こっちのほうは少なくとも職員との意見交換会は全員出られるのですか。

(D委員)

出られるのですよね。まだ時間も打ち合わせも全然してないので。11月30日です、火曜日。午前と午後で分かればよいでしょうか。

(事務局・須郷)

そこは調整していただいて。

(D委員)

一応30日にマルをつけて予定を入れておいてください。次回くらいにだいたい時間が決まると思いますので。

(委員長)

時間、内容それからその中の役割分担、そういったことを含めて

ちょっと一応案を示してください。それから議会との意見交換会については。

(J 委員)

それは市長への説明会が終わったあとに向こうから反応が出るということにされるから、出してから考えればいいと思います。

(委員長)

今月中に市長のほうに中間報告やって、そのあと市長のほうからあるということですね。それを受けてスケジュール的にいいますと、市民との意見交換会、職員との意見交換会、議会との意見交換会そういったものを踏まえた上で、市民との意見交換会は、場合によってはもう1回考える可能性があるということ踏まえた上で2月末に、提言書を作成すると。そしてそのあと議会への報告ということ踏まえて、素案作成に入って、だいたい目途としては6月末にこれは素案作成ということになります。そして例規審査、法的な手続きがありまして、議会が特別委員会を設置して、そのあとパブコメにかけてという形になっています。そして議会は来年の上程するのは12月で、条例施行が順調にあって、再来年の4月というのが全体の流れになっております。ですからわれわれとしては来年2月に向けて、現在の検討案のかためとそれからその過程の中で、市民、議会、そして職員の意見を取り入れる活動をするという流れになります。そして、この11月21日に向けてといいますか、あるいは市長への中間報告、1番今緊急に取り組むべき、やらなければいけないということで、チラシですね。これが16日までのまとめでかためて、市長の中間報告、そしてさらにはこの11月21日の市民との意見交換会そういうところに使っていくということになりますね。このチラシの制作についてEさんのほうからご要望とか組み立てについて。

(E 委員)

それは全体に関わる論点で、残っている1番から8番が固まらないと、できませんので、まずはそれを決めていただいて、それが決

まったら、まず1回目に使うのは、10月31日の市民まつり。市民まつりでビラを配布する。それが1番で、2番が11月21日の説明会、検討会、交換会に使うということです。この2つですね。それから、市長報告は別な形のものを使うわけでしょう。だから当然説明会の資料というチラシは、1番としては、10月31日の市民まつり、それから2番目が11月21日の交換会に使うと。

(D 委員)

だから10月31日前に、本当は公民館とかに配布しなくてはならないですよ。

(J 委員)

その前に少なくとも市長に説明できる内容まで、市長への説明を終えていないと、外にばらまけないでしょう。いいのですか。少なくとも市でこれからやってもらうということに対して、それは検討委員会のマターかという言い方もあるだろうけれども、市長も全然わからないで、それで少なくとも一定の了解のないのに、ばらまいて。市の中にばらまいて、こんなものがあるけれど、これはどういうことだということは、当然行政のほうにいくと思いますけれどね。それを全部行政は耐えられるのかなと思って。

(E 委員)

それは自治基本条例のときもそんな感じでしょう。

(J 委員)

それは大丈夫なのですか。

(D 委員)

私は何とも。それはだから事務局のほうはどういうふうにかで考えよ。

(J 委員)

私はそこを心配しているのです。組織として、あとでトップが全

然わからない話をやってしまったら、えらいこっちゃと思ったから。

(E 委員)

僕は、この段階では、検討委員会がつくったたたき台みたいなものをベースにして、それに対して、市民から意見をもらうということであれば、市の判断は仰がなくてもよいのではないかなと。そういうものを入れた上で、市長報告するわけだから。

(J 委員)

とりあえずこういう考え方というか、そういう動きに対して、行政はどうなのですかという。そこは一定のアグリーをもらっておかないと。勝手にやられれば知らないということになると困りますからね。

(E 委員)

市のほうはどうですか。

(兼子コミュニティ課長)

特にまあ議論的には、検討委員会に委ねていますよね。その辺の委ねている中での、意見交換とかPRブースということの理解をしておりますので、その点は、問題ないかと思えます。

(J 委員)

とにかく31日の市民まつりまでに対しては、この委員会の中で合意形成できればそれでいいということですね。

(E 委員)

10月31日まであと半月ちょっとしかないので、ここは1週間からそこらでこの……

(委員長)

それです、今日を含めてのこれからの議論のやり方について、ちょっと提案をさせていただきたいのですが、逐一ずっとその質疑

をしますと、実はここの場でいったん話したのは、行政の市民参加についてはお話しましたがけれど、議会への市民参加それからコミュニティ部会の件、それから協働について、それから環境づくり、それから組織、これについてはまだこの場で作業の報告というのですか、あれがされていないという状況なのですね。それで私からの提案といいますのは、今日、今までされていない部分については、思いをこめて、あまり詳しくやると時間がないのですけれども、それぞれの担当の方から、その報告を一気にやっていただくと。そして16日、次回までにこの中で質問といいますか、あるいはもう少し提案というのですか、そういったものについて、その16日までの間に出していただくと。そして16日は先生がいらっしゃる場で、そういう質疑に各担当からお答えして、そこで若干議論する。そういうようなすすめ方をとらないと、これ時間的にとても難しいという状況にきていると、今までのやり方でやっていけば、もうすでにこういうやり方とっても遅いくらいの感じだと思うのですけれども。せめてそういうやり方をしないと、タイミングとかあると思いますけれども、そういう意味でそういうやり方をしないと全体の把握も皆で共有できていないという状況なので、今日残された時間ですすめていく、そして若干次回まで持ち越す部分があるかと思えますけれども、できるだけそういう形で、事前にこれを配られているから、皆知っているはずだと、いう理屈があるかもわかりませんが、その後それぞれの思いの中で変わったことも含めて、報告しながらやっていくというのが提案です。

(J 委員)

自分は賛成なのですけれども、議会への参加は、終わっていますよ。関谷先生のコメントももらっています。全体の中で発表していますし、関谷先生のコメントもいただいていますから。

(D 委員)

そうですね、議会と行政と協働は。コミュニティのほうは全くないので、だからそのところ。

(C 委員)

1 回皆説明して、それぞれコメントをもらって直したものについて、そのあと行政の。

(D 委員)

それは全然出ていないのですよ。コミュニティに関しては、私はちょっとそういうすすめ方は効率的かもしれませんが、例えば一方的に全部やってしまっ、それを今度自分が感じたことを、質問して16日に出すという、その全然書いた担当の人たちはこの16日までこのまま変わらずに、全く同じ状態で、関谷先生に出すということになりますよね。ここの意見は反映されないで、16日はここで読み上げるだけという話ですよ。

(委員長)

いえいえ、関谷先生に出すのではなくて、この中での共有です。質問についてもそれに対する答え……

(D 委員)

すみません、だから質問はその時点です出すのですか。

(委員長)

ですから、16日までにいただければ逆に16日の当日ではなくて、前日までにいただければ、それを今度は担当者のほうにこれについてこういう質問が出ていますということで、答えればよろしいとそういう段取りのほうがいいかなと思ったのですが。

(D 委員)

そうすると結局ここで集まって一応読んではきているわけですよ。そうすると読んだことに対してお互いコミュニケーションできなくて、一方的な説明を、質問をして、その書いた担当の人たちは16日にはその質問を受けることは受ける、それでそこでもういっぺんやりあうのですか。コミュニケーションをはかるのですか。質問出しておいて。関谷先生はその時点で私の今までの認識だと、今

日は、今日も積み残したことをやって、それでここでまず皆で共有して、この前みたいに前文についてはこのところこういう問題がある、こういうのはどうかという提案があって、それを受けて今度は関谷先生の前にそれを出していくというふうなイメージだったものですから、コミュニティに関しても、ここで一応しながら、では、次回それは、よしとすればそれでいいのですけれども、いろんな意見があってそれを受けるか、受けないかはまたほかの人の話だけでも、そういう意見を入れて16日までに先生のところへもう一度その意見を受けて、出してそれで関谷先生にみていただくという話というふうに私は理解していたのですけれども、だから行政と議会と協働については、関谷先生にもコメントいただいているから、それを受けて、最後にもう一度詰めていただくというか、皆で議論して、関谷先生にもみていただいて。直したものについて、ここで議論はしていませんよね。

(C 委員)

直したものについて全部の議会等は終わったのですか。

(J 委員)

今日用意されたテーマみてくださいよ。前々回のときにこういう流れでやりましようとなったのですよ。つまり全体の中の見えていない部分に前文があって、総則、目的、定義があって、それからコミュニティの部分があって、環境があって全体で前文が終わったのですよ。だから今日はこの総則、目的、定義、それからコミュニティの部分、環境、組織のところについていかないと、少なくとも前回もこれ同じ、14回目も同じ議題の中で悩まれているのですよ。だから14回と15回と同じ議題にすること、これは事務局のほうできちんとわれわれのスク립トとして残しているわけだから、だからこれを変えるなら変えるという理由ははっきりしておかないと。それをいきなり違うやり方でやりますとやられてしまうと、ちょっとあれと違ってしまおうし。

(D 委員)

ちょっと私としてはそういう理解だったものですから、一応ここでやっぱりそれは全体をみて行って、そこで質問なりして、それで次回にそのいろんな質問が出たことに対して、その担当とか代表がそれで多少変えようかなとか、修正しようかなとかいうのも出てくるのかなと思うのですね。それで16日に出していくという形にするのかなと思ったのですけれども、そういうふうにして煮詰めていかなければ、もう皆が16日にポーンと意見出して、それでそのときに関谷先生から意見きいて、それでもう終わってしまうとステップは踏めないような気がするのです。やっぱり煮詰めていく作業というのは私必要だと思います。

(委員長)

Dさんのおっしゃることは、もっともではあるのですけれども、片一方で時間的な枠でできる、できないという判断もしなければいけないですね。

(I 委員)

一応計画立ててこの通りやりましょうとなっているので、まずそれを1度やらないと時間もそうなのですから、まずそこをすすめないで、そのつもりできているのもありますし、それであるならば、始めからそのやり方にすればということになるので、今そういうことを話しているよりも、総則、定義、目的の話をしていったほうがいいのではないのかなと。

(委員長)

恐らく今までのやり方でいくと、総則の目的、それから原則のところまで終わるでしょうね。

(I 委員)

そうですね、今のこの話をしている間で目的くらいは終わっているわけですよ。すすめ方はこういうすすめ方とある程度バシッとリーダーシップとって行っていただければ、私たちはその通りやっていくので、事務局のほうに前々回これでやりましょうとなっている

ので、できれば僕はそういう話を事務局にするのであれば、ここの話を事務局皆で話し合ったほうがいいのではないのかなど。

(委員長)

前回、前々回ですすんでないのですよ。

(I 委員)

だから今日設けているので。

(委員長)

今日設けているのですけれども。

(D 委員)

この時間ももったいないと思うのですけれども。

(C 委員)

うちの部会も結局関谷先生の指摘を受けて、だいぶ直しているのですから、その分は説明しないと。

(委員長)

ちょっと具体的に皆さんにお聞きしたいのですけれども、今日ではできなかった部分については、これは、16日、関谷先生が参加されるのは限られていますから、16日に向けてまた新たな場をつくりますか。

(G 委員)

やってみなければわかりません。

(D 委員)

ちょっとやってみましょうよ。ここでそういう時間をとるよりも中身について入って、まだ1時間あるわけですから。やりましょうよ。

(J 委員)

Cさんの今いわれたコミュニティは、関谷先生の意見を受けて、少し直された。その内容について、今日ちょっとコミュニティとはどんなところがあるのかなという。

(D 委員)

そこはやっぱり大きな部分ですから。

(J 委員)

そのところでちょっと先にいったら、かなり時間が稼げるのではないですか。

(委員長)

よろしいですか。皆さんそういうことで。では、Cさん。

(C 委員)

コミュニティ部会は、前文から全部やっているのだけれども、それはまとめていただいたものとして、3枚目かな。3ページ。要するに先生がだいぶ御指摘をされて。

(J 委員)

ちょっと同じペーパー見たいので、これでよいのですよね。8月28日。

(E 委員)

そのあとのものだと思います。9月17日の資料です。

(C 委員)

参加の趣旨、原則というのは、ここの要するにごちよごちよ書いてあるのは、解説文に落とし込んでいます。解説文はコミュニティにおけるまちづくりのすべてが行政・議会問題ではなく、要するに市民参加を前にカテゴライズして、要するに行政参加、議会参加、コミュニティ参加とあるのですけれども、そういうふうに分けたの

でまちづくりが行政だけではなくて、要するにコミュニティがやる部分もあるのですよということを解説文にしました。一応そういうところは前のところからだいぶ外していますので、残したのが。

(E 委員)

①②③④は残っているわけですね。

(C 委員)

そうですね、だからここで全部入ったというとあれですけど。

(E 委員)

これが主文でしょう。

(C 委員)

それから先生が私的活動を含めていろんな活動を自由に立ち上げることができますよということをおっしゃっているので、それをそのままいただいたというのが①ですね。それからこの前、いろいろ排除しないとか、そういうことの御指摘があったので、②番はそういうところで、もうちょっと文章練ったほうがいいかもしれませんけれども、他者をコミュニティから排除しないこと、それから機会が平等に保障される多様な参加が可能であること、お互いに活動の自由が保障されること。ここら辺は排除しないということと活動の自由が保障されるというのは、似たようなことかもしれませんけれども、そういうところをいっています。それから③は、これは自分たちが参加するだけでなく、他の人も参加しやすくする環境づくりに努力しましょうということです。それから④は、ぜひ入れていただきたいのですけれども、要するに差別を受けませんよというところはぜひ入れていただきたいなと思います。次が参加の対象、これちょっと(1)ではなくて、(2)ですね。すべてに開かれていることから多様であり、多面的で重層性を持つコミュニティにどのような形で、地域の市民等は自由に参加することができる。③政治活動団体とかというのは参加の対象にならないこともあるのかなということも入れておいたほうがいいのかなということで、③が入れてあ

ります。あとは、いろいろ書いてあったのは、解説文で具体的な、こういう活動だということは解説文に入れてあります。それから（３）参加の方法ですね、一応行政とか議会参加にならっているいろいろPDCAのサイクルごとに書いたのですけれども、結局こういう活動の方法というのは押し付けるわけにはいかないかなと思って、一応方法としてはこういうことがあります、解説文にして①コミュニティにおいて、活動の主体はその活動に応じて、適切な参加の方法を評価し採用し、市民参加を進めるというくらいにしてあります。それでその次②、ここがちょっとわれわれの部会では参加しやすくするという敷居を低くするような意味合いを含めて、参加の方法の運用においては、活動の主体は、生活の場を活用するなど、要するに生活に密着している市民参加をやって、参加しやすくしましょうという意見が、こういう文章になりました。具体的にこんな方法ありますよというのが解説文に落とし込んであります。それから（４）これが前の議論だったのですけれども、地域まちづくり協議会というのを、先生の御意見で地域性を持つ協働の場という表現に変えています。そこら辺の内容については、ほぼ前回つくった内容がそのまま入っています。地域の市民等は、横のつながりを、要するに横つながりを活用した「諸事業」の創造と実践を行う場、括弧として地域まちづくり協議会、づくりを行うことができるという表現にしてあります。総意形成とかそういう言葉はよくないよということであつたと思うので、一応合意形成という言葉に変えました。構成メンバーは、活動団体とかいわゆる個人も参加できますよと。④番、原則小学校区。それから⑤はいろいろ意見がでるところだと思うのですけれども、市長により登録団体となることができ、行政と協働することができます。ほかの宗像市なんかは、そういう行政との協働のところで、登録団体にしてそういうことをするというような事例があります。それから地域の民主的で透明性のある、要するに、こういう新しい組織は民主的で透明性があるものをつくりますよということです。（５）、ここは前、人、モノ、金、情報云々で、いろいろ仕組みづくりをたくさん書いていたのですけれども、そこら辺は全部後ろのほうの環境づくりにもっていくものをもって、コミュニティ特有だと思われるものだけ、とりあえず残したもので

す。ですから、これはもう少し、取捨選択して検討する必要があると思います。とりあえず読み上げますと、地域の市民等は、多数の多様な市民参加を実現するために、人材、拠点、資金、情報などの面で、市民参加を促進する環境づくりに努めるものとします。それから具体的に②番、行政は、コミュニティにおける市民参加を支援する推進員制度の創設、及び推進員の養成に努める。それから③の前のほうに書いてあることと少し似ているのですが、地域の市民等は、育児など生活に密着した、母親、子ども、シニアなど誰でも気軽に交流できる場を自主的に確保・整備・運営し、情報交換・交流の場として活用することに努める。ですからここも場づくりというか、拠点づくりのことですね。④番は、財源の自主性のことを書いてあります。⑤番、地域の市民等は、地域での草の根の要望等を吸い上げ共有する仕組みづくりに務める。身近な、何か言ったみたいなたつぷやき程度のことも吸い上げられるような仕組みをつくったらどうですかということ。行政のことも⑥番に書いてあります。それから⑦番、コミュニティにおける市民参加推進のためには、その活動の担い手が自主的に自立的にその活動の評価、改善を図ると共に…ここはちょっと外部評価とか自己評価をなささいよ、それから外部に評価を受けて自分たちの活動を進展させてくださいよという意味で⑦番を書いています。協働の推進、これは、ここら辺の基本原則等はもう一度出ていると思いますから、よいかと思います。あとは、協働のほうでやってもらえばいいかな、とりあえずコミュニティはここまでということ。

(D 委員)

ここで終わりですか。コミュニティにおける協働は。

(C 委員)

協働は、いれていかななくてはならないのだけれども、とりあえず。

(委員長)

はい、Cさんから報告ありましたけれども。

(J 委員)

Cさんいいですか。ちょっと質問。6の前のところでページでいうと5ページ、5ページの上のほうはありうるのですかね。地域の市民等は、コミュニティの自立性を確保するため、財源の自立性の維持に努める、というのは、私の感じ方でいくとコミュニティの自立性のための財源の自律とは、違う観点でいくとこの自立性の技術というのが、財源の自立というのは律するの律ではないのですか。

(C 委員)

これは財源というのはいろいろあるのですよ。自分たちであれずると、補助金をもらうのと、コミュニティビジネスをやって自分たちで稼ぐのと、おそらく財源は3つあると思うのですね。だからあまりほかに、例えば行政にたよりきってしまうと、行政からいろいろ何やらいわれることもあるだろうから、そういう意味で自分たちの活動の自立性を保つためには会費とか、自分たちで稼ぐほうをやってください、という意味なのですからけれども。

(J 委員)

そういう意味なのですか。ちょっと私違う意味で、要するにお金を自立性ということで、やるため……

(D 委員)

律しなさいよということ。

(C 委員)

違います。だから自分たちで稼いでやりなさいということです。ひも付きの補助金なんでもらっちゃうと、自立性は担保できないからということです。今は難しいと思うのだけれども。

(J 委員)

わかりました。そういう意味ですか。

(C 委員)

ちょっと理想論をいれました。

(D 委員)

いいですか。最初からなのですけれども、1番でいろんな活動を地域の、主語がいつも地域の市民等ってなっているのですけれども、それは、地域の市民等というのはこの市民ですよ。だからそれは。

(C 委員)

市民等というのは市民等だから、団体もNPOも入っています。

(D 委員)

そのときにコミュニティは、というふうな形にはなれないのですか。主語は。コミュニティはその、①番はちょっと違いました。①番は。ではそのNPOのようなものも入って、住民立会いのもとができ、大きな公共的な動きにつなげることができるということは、言葉通りそうかもしれませんが、ちょっとあまりにも、それってどういう意味をもつのかということが、全くないわけですよ。それがつなげることができたらそれがどういう意味になるのかといったときには、ちょっとそれが書ききれてないなということなのですよ。そういうことの動きにつながるために何ができるのかといったときに、コミュニティが、すごくコミュニティをつくりましょうよというようにこのコミュニティ参加でしょう。違いますか。

(C 委員)

違います。コミュニティにおいて、市民参加することによって、市民参加がもっと進みますよということで、コミュニティに参加することによって、コミュニティに参加することが1つの市民参加ですよということをまずいっているわけですよ。そこが根本的に前段でいったように、市民参加の中に行政と議会とそれ以外にコミュニティ参加もあるでしょう。

(D 委員)

それはわかりますけれども、究極の目的というか、コミュニティに参加するということで、参加することによって、それこそ新しいコミュニティとかいろんな多様なコミュニティが、まちづくりができますよということが、あまり見えないのですよね。とにかくコミュニティに参加せい、参加せいと書いてあるけれども、それをつくりあげて何ができるのというのは行政の市民参加の場合は意外とそれは制度的なものがかなり書いてあるから、あれなのですけれどもね、なんかこう、だからそれが連携して大きな公共的な動きにつながるということは、これがもうちょっと違う言葉で書けば、もうちょっと新しいコミュニティをつくりましょうねという感じになるのかなと思うのですよ。

(E 委員)

僕はちょっと同じことをいっていると思うのだけど、(1)参加の趣旨、基本原則とありますね。コミュニティへの市民参加の趣旨ということでしょう。そうするとこの解説文というのがありますよね、④の下に。これが趣旨だと思うのですよ。これが、Dさんがいったことにも通じるのではないかと思うのですよ。ということは、われわれがいたいことは何かということ、なぜ市民、コミュニティ参加なのかということ、なぜコミュニティ参加しなくてはならないのかというのが趣旨だったのですよ。それがわからないと共感を呼ばないと思うのです。

(C 委員)

趣旨と原則と2つ入ってしまいましたから。

(E 委員)

いいのです。頭にこの解説文を書いて、そうしたら原則としてこの4つを書けばいいのではないですか。

(D 委員)

だからコミュニティに参加するということが、目的ではない、参加して、こういうコミュニティで、こういうコミュニティがつくれ

るよということが。

(E 委員)

だから、ずばり、なぜコミュニティへの市民参加なのかの答えだ
と思うのですよ。

(D 委員)

これだけではちょっと。

(片岡委員)

だからもっと入れたいこともあるかもしれないけれども、これの
中でいえばこれが趣旨だと。だからこれを、1番最初冒頭にもって
こないと。

(C 委員)

趣旨と原則は。

(D 委員)

要するに、コミュニティの参加をやろうといっても、それはそう
いうモチベーションが高まらないというそういう感じがするのです
ね。そのところが。そこが書ききれていないと、私はそういう全
体を見て思いました。それがまず最初のところでそうだからちょっ
とEさんの指摘とも同じような部分もあるので、そのところを書
けば、こういう社会がつかれるのかなと、コミュニティに参加する
ことによって、もうちょっと新しいコミュニティみたいなものを、
今は割かし自治会みたいなものしかないけれど、そうではないコミ
ュニティができるのかなというところをもう少し書いてもいいかな
ということですね。それから参加の対象、確かに先生の言葉は入っ
ているのだけれども、それは言葉だけではちょっと表現できていな
いかな、失礼ですけど多面的で重層性を持つコミュニティにどの様
な形ででも、地域の市民等は自由に参加することができるとか、そ
の辺も。私ちょっとほかのところ、ちなみに読んだときにコミュニ
ティ活動を条例で促進とした八王子市かな、こういうときに市民を

まちづくりの主体として、自由かつ平等な立場でまちづくりに参加する権利をもつとか、こうなんていうか、そういうまちづくりみたいなところにつながっていくようなものが、書かれていない。先ほどと同じようなことになるのかなと思うのですけれども、それは。

(J 委員)

それも解説に入っている。

(D 委員)

入っている？ では、なぜ解説にわけるのでですか。

(E 委員)

解説のほうが、何か大切ですよ。

(D 委員)

大事なほうですよ。なんで解説に分けてしまったのかなという、そうですよ。

(E 委員)

これをズバリ表現してあるからね。

(C 委員)

③は外したくないから。

(D 委員)

それはそれでいいのだけど、1、2、3を。

(E 委員)

趣旨みたいのところね。

(D 委員)

そこら辺がちょっと解説の部分を。

(C 委員)

参加の対象をどうとらえるかということがあって、だからその多様な活動を解説文で表現したつもりなのですよ。

(J 委員)

だけどむしろ、条文化する前の流れの骨組みとしては、解説のほうを入れておいたほうが条文としてはつくりやすいですね。

(E 委員)

私も文章を書いている、よく間違えるのだけれども、何というか、より具体的なほうが先にあらわれて、それがCさんのいっている①がね、だからその具体的な言い方の中で具現されているとすれば、①番はいわなくてもいいのではないかと。例えば解説文のところでは、多様で多面的で重層性のことをいっているのであれば、上のことは書いてあるので、この解説文をいうだけで、それが守られるわけでしょう。だからあえて多様性、重層性なんて入れなくてもいいかと思います。

(C 委員)

なんか増長に書くのが条文にそぐうのかなという気がして。

(J 委員)

解説のところ①、②と書いておいて、今この①の部分は逆に解説のほうの方がわかりやすいでしょう。

(C 委員)

解説文はどっちかという②のことをいっているのですよ。

(D 委員)

それとそこのところで、例えば①番だと市民の多様な活動が生き生きとしたコミュニティをつくりあげることができる、みたいなそういう書き方ではダメなのですか。多様な活動でもってコミュニティができるのだよということで、そういう多様な活動を生み出しま

しょうよということも、コミュニティのあれではないですか。参加ではないのですか。だから要するに市民が参加できる、参加できるといったら、多様な活動は市民とは別にあって、そこに今度市民が参加できるではなくて、本来はコミュニティをつくりだしましょうというところが活動、市民活動をつくりだしましょうではないですか。つくりだすことが参加なのではないのですか。だから行政の参加だと行政という執行部があるから、そこに参加しなければいけないけれども、コミュニティというのは自分たちがつくりだして、つくりだしていくこと自体が参加なのではないですか。

(J 委員)

だからそれは多様化することがあるということですね。

(D 委員)

そうです。それで多様にいろんな多様な活動がいろんなところにコミュニティをつくりあげるよというところが重層的で、コミュニティってもうどこかにあるような気がして、どこかに勝手にあってそれで市民が地域住民はそこで入りなさい、入りなさいといっているような気がして、これ全体の条文が、だから全体がそういうふうな感じがするのですよね。では、そのコミュニティは誰がつくるのということですよ。誰が主体なのという。コミュニティの主体というのが描かれていないのですよ。全体的にすごく感じるところが、細かいところですけども全体的な印象です。だからそれには私はコミュニティを主語にしたらどうかとかなんかというのを言ったのですよ。それで主語にしたらどうかと言ったのですよ。

(J 委員)

①、②はむしろコミュニティがという考え方でしたほうがいいのではないですかね。参加の対象のところの①、②というのは、具体的にコミュニティに対して、コミュニティはという考え方で全て開かれてつくりあげていくまちづくりのために全体をそういうことができるのであって、それについても地域の市民等は市民参加することができますよと。

(D 委員)

コミュニティをつくって、それでそのコミュニティをつくること
によっていろんな人が多様に参加できるよということ。

(C 委員)

そこら辺は難しいですね。すでにあるコミュニティに参加する場
合もあるし。

(J 委員)

それだから逆に②のところで既存を含めたところで……

(D 委員)

既存のコミュニティに関しては非常に排他的だから、その辺はも
っと自由にいろいろな人たちが活動ができるように。

(C 委員)

それは1番の②に書いてある。

(D 委員)

これ表現ちょっとあれかなと思います。だから私なんか本当に、
反対にコミュニティは、というような感じのちょっと書き方として
は考慮されたほうがいいと思うのですが、その辺が既存のコミュニ
ティがあって。

(C 委員)

コミュニティよりも主体である市民でしょう。市民等でしょう。
それでコミュニティにおいて、その排除の論理をやらないというほ
うがいいのではないですか。コミュニティが擬人化してという考え
方なのですか。

(J 委員)

そんなに縛られるのならば、市民等という形でいけば、逆にコミ

ユニティをつくるという、その部分の要素を。そうすれば別にあまりそこにこだわらないと思います。

(C 委員)

だから①がちょっと文章としては欠けているかもしれません。活動を自由に立ち上げられるというのは、そのコミュニティにするか、そのコミュニティにおいて、私的な活動とかいろんなものによってコミュニティをつくりあげていくことができるとか、そういう文章にするかというのはあります。

(E 委員)

自由に参加していろんな活動をやりましょうよと、作りましょうよという形にしていったほうが。

(D 委員)

それはコミュニティだよという感じでしょう。結果それがコミュニティをつなげて、それでいろいろな社会的な地域的な問題とかを持つということではないですか。

(E 委員)

そういうほうがいいかもしれませんね。解説文のほうが、すごくわかりやすいと思うのだけれども。

(C 委員)

解説文を条文にしたのだけれども、要するに条文を簡素化して表現しようとしているのね。

(D 委員)

でもこれ、ここだけで解説文とこういうふうを書くとなすごく受け取るほうも困るので、やっぱりそれは。

(E 委員)

解説文の内容はわかりやすいし、条文としても書いてあるけれど、

条文らしい条文でないほうがむしろよいのではないかな。小中学生が読んでもわかるものがよいですね。

(D 委員)

私はそう思います。

(D 委員)

条文というのはもともと行政がきちっと精査してやるわけですから、その骨子中身趣旨というものがきちんと入るようなもののほうが、やっぱり条文というか骨子案としてはいいと思うので、あまり解説……

(C 委員)

前は解説文、条文をいれていたのだけれど。

(D 委員)

それとあとやっぱり私は既存のコミュニティだけをイメージされていると、コミュニティをつくりましょうというそこら辺は。

(C 委員)

④なんかもつくりましょうということなのですからけれど。

(E 委員)

次の質問なのですが、この3番までの主語が、さっきDさんがいったように地域の市民等なのですね、(3)の参加の方法までが。3以下になると今度は活動団体が主語になっているのではないかなというように気がするのですが、どうですか。3ページの下から4番目、(3)参加の方法までがすべて主語が、主体が、地域の市民等になっているのですよ。参加してコミュニティつくりようよ、参加しないとだめだと。誰も差別を受けないよ、仲良くね、(3)方法からは主語が活動団体になっているのではないかなと。

(D 委員)

一応主語に地域の市民等と書いてありますよね。

(C 委員)

(3) は活動の主体はと書いてありますね。

(E 委員)

「コミュニティにおいて活動の主体はその活動に応じて」というように、活動の主体は個人ではなくて、団体になっているのですよね。突然として主語が団体になるわけですよ。だからそういうふうに整理されているならいいのだけれども、そういうふうに受け止められるのではないかなと。

(D 委員)

だから地域の市民等というのをどうも私もちょっとここは、そこから辺から流れとして整理してもらいたいです。

(E 委員)

地域の市民等が主語でもよいのですよ。だって地域の市民が地域のコミュニティ活動に参加するということだから。主体は、主語は地域の市民等なのですよ。だから地域の市民等のということが主語にならないと整合性というか統一性がないのではないかなと。そういう気がするのですね。その次の4ページの②の活動の主体は、とくるわけです。これが主語、主体なのです。だけど地域の市民なら地域の市民とまとめたほうが、僕はいいのではないかなと。

それから次の質問。意見なのですが、4ページの次の真ん中から場づくりのところで「地域の市民等は、横のつながりを活用した「諸事業」の創造と実践を行う場（地域まちづくり協議会）づくりを行うことができる。」これは、僕は入れないほうがいいかな。まちづくり協議会という固有名詞は。いろんな固有詞入れないといけないうしょう。これを入れるとすると。ほかにいっぱいあるのだから。

(C 委員)

これはあえて入れたのですけれども。

(D 委員)

ちょっと私も意見言わせてください。あえて入れてまだ入れ方が足りない、定義づけが足りないと思っているのですよ。いきなり突然出てきて、地域まちづくり協議会を「諸事業」の創造と実践を行う場だなんて、何もイメージわかりません。これ地域まちづくり協議会と書く、むしろ書いておくのですよ、地域まちづくり協議会と書いて、地域まちづくり協議会はこういうものを目的としたものであるということを、性格づけて、それはこういうものをつくることのできるよということを、書いてもらわないと性格が全然わかりません。

(E 委員)

そういう言い方もあるし、それだったらそれでもいいですよ。そういうふうな書き方にすれば、それもアリだと思いますけれども、それなら、なぜ今まちづくり協議会なのかというところが入っていないとまずいのです。

(D 委員)

だからそこを書かなくてはいけないのです。

(E 委員)

だからそこを書かないといけない、それを書いた上で、だから今まちづくりが必要なのだなと賛同を得る、皆がそうだなというモチベーションが感じられるような趣旨が今なぜということが入っていないとダメなのです。

(C 委員)

条文ではなくて、解説文ではまずいですか。

(D 委員)

いや、それは趣旨が書いていないとおかしいですよ。解説文に分

けないでいただきたいと思うのですね、やっぱり。

(E 委員)

各段階で、おおげさでなくてもいいけれど、なぜ今そのまちづくり協議会なのか、なぜ今市民参加なのか、なぜ今何々なのかという、それが1番大事だと思うのですよ。それがないと納得性がないです。

(D 委員)

これ技術的なことばかり書かれているけれど、でも前提が書かれていないのですよ。その前の部分が。地域まちづくり協議会、目的とか意義とかそういうものを書いて、それでまちづくり協議会をつくることのできるというならそれでいいと思うのですけれども、その前がすっぱり抜けている感じがします。

(C 委員)

宗像市はそんなふうには書いていないのだけれども。

(D 委員)

宗像市はどうでもよいのです。宗像市がどうであれ、ここで読んだときに、前にも申し上げたと思うのですが、すごく唐突に出てきて唐突に出すのであれば、これはNPO団体とは違うよという意味もあるから私は出す、出すのなら出したほうがいいと思うのですよ。

(E 委員)

出すのであれば堂々と、まちづくり協議会設置と。それを書くのであれば、今なぜまちづくり協議会なのかということ。

(D 委員)

それがないとちょっとこれはなんでこれはこれだけ出てくるのというようになる。

(E 委員)

今なぜまちづくり協議会なのかということが、得力がない、それ

が書けないのであればこれははっきりやめるべきだと。

(D 委員)

どっちかでしょうね。私はあれならきちんと書くべきだと思います。

(E 委員)

だから書くならば書いてもいい。

(D 委員)

だから書いてください。

(C 委員)

書けるけどね。

(D 委員)

だから私はここで書かないといけないと思うのです。書くべきですよ。

(E 委員)

何となくまちづくり協議会だけ、ワッと突然出てくるわけでしょう。なんで今いるのですかと。

(D 委員)

だからそこをちゃんと。

(J 委員)

だけど今流山市は正直な話、この地域分権という流れの中でもって、今市内ではちよくちよくまちづくりやっていますよ。これは自発的にでていますよ。だからそういう流れからいったら、はっきりと地域まちづくり協議会というものを出したほうがいいのです。現実には市民がおこしているわけですから、あえて市民参加条例の中にはっきりと謳ってあげたほうが。

(E 委員)

そういうことであればなぜ今協議会なのかということとは。

(D 委員)

次いきましょう。次。

(D 委員)

それで1つだけ細かいというか、言葉尻になることでちょっと1番最初のところで差別的な扱いを受けないではなくて、これ不利益な扱いにしたほうが表現として、それは他の方、読んだ方からしてみても、差別的というのはちょっと。

(委員長)

はい、コミュニティに関連して御意見はよろしいですか。はい、コミュニティ部会では今の御意見を生かした上で再度報告をだしてもらおうということで、以上です。

では、前からの積み残しの前文についての総則の目的、定義、理念、ありますけれどもこれに移ってよろしいですか。9月ではなくて、10月の日にちを入れていません。9月18日にこれ前文のところの前文、目的、それから基本理念ということで、お話してそこでいろんな意見をいただいて、前文それから目的、定義、理念といった形でそれぞれの内容を整理してきました。前文の前回いただいた案を基に今訂正をしておりますが、ちょっと前文の中で地域主権を入れるべきだという意見があったのですが、私は整理する中で地域主権というのは地方主権とか国家主権ということに相對する言葉で、市民参加条例で市民が主権という言葉を使ったときに、もう1つ主権が、地域主権が出てくるということで混乱といたしますか、その市民主権と地域主権の整理がちょっとつかないのですね。ですからちょっとこれは地域主権というを使いづらいと判断しているのですが、こういう考え方で定義づけすることによって、地域主権という言葉が入れられるというお知恵がありましたらアドバイスいた

だきたいなというふうに思います。そもそも整理がつかないのですね。地域主権という言葉がですね、中におさめるのがちょっと厳しいと。

(D 委員)

ここにどこに市民主権というのが入っているのですか。

(委員長)

これは1番最初の前文の上のほうでありますように、主権は市民にあるということで。そもそも市民参加条例ということでやったときに。

(D 委員)

私、入れられると思いますけれども。

(委員長)

ですから、どういう形で入れられるかと。市民主権と地域主権の定義ですか、考え方の整理をちょっと教えてほしいということです。

(D 委員)

市民主権というのは住民自治ですよ、それで地域主権というのは団体自治と住民自治と両方入っているのではないのですか。今ちょっとごめんなさい、そこを議論している場合……

(委員長)

だからそれはその話でお願いをしたままで。それから目的は、前回16日から、その整理をして、一応目的というのは読み上げます。市民参加による市民自治の行動を目指す。これは自治基本条例と同じことなのですが、一応おさめてここで。それから市民参加における市と議会の役割と責務、および市民の権利と責任を明確化する。前回市民の権利と責務という形で用意してきましたけれども、それは責任だという指摘がありまして変えております。それから市民参加の原則制度とルールを定める。市民による市民参加を保障す

る。目的としては一応この4つで今入れております。このほかにこういったことを入れるべきだとか、こういう視点が必要だということがもしありましたら。

(I 委員)

前回のところで、この目的を目的理念という形にして、3番の理念を、ここは基本理念になっていますけれども、ここは、基本原則。それから目的・理念でいいですか。

(D 委員)

いいですか。ここで意見なのですから。

(委員長)

ちょっと私のメモを間違えて基本理念を消して、基本原則を消して、また理念だけをいいという形にしていたのですけれども。

(D 委員)

理念というのが消えてしまうから上に入れたらどうですかというこれは関谷先生の折衷案です。これは。だから絶対いいというのではなくて、理念が消えてしまうから、基本原則で理念が消えてしまうから、では、ここに入れましょうかというだけだから、どっちでもいいと思いますけれども。

(E 委員)

あのときイメージが抽象的で精神論になってしまうからということだったと。目的だけでいいと思います。私は。その理念は基本原則ですか。

(D 委員)

中身について。前にちょっと申し上げたかどうかは忘れましたが、目的の中で市民参加による市民福祉の向上を目指すというのは、これはもう当たり前というか、なんでも市民福祉の向上ですから、これは市民参加による新しい社会をつくりあげるとか、市民

による新しい市民社会とか、そういう意味のことを入れませんかと前にも言ったと思います。市民福祉の向上というのは全部が市民福祉の向上ですから。

(E 委員)

それいっておかないとね。

(D 委員)

そういう形で、前にも議論したと思うのですが、また同じなのですが。

(I 委員)

前文のところでそれ、前文のどこかを。前文のどこかに新しい市民社会をつくるというような。

(D 委員)

目的で市民福祉の向上というのがちょっとあまりにも大きすぎて、市民参加条例の部分としては、もう少し具体的な話として入れたらどうですかと前にも言いましたよね。

(J 委員)

市民参加で新たなまちづくりを目指すということならすっきりして、条例の目的としてはいいのではないですか。

(E 委員)

いいのではないですか。新しい流山、市民参加による新しいまちづくりを目指す。それから、イ、ウ、エ。

(D 委員)

エは市民による市民参加を保障する。よくわからないのですが、エのところはどういう意味でしょうか。

(E 委員)

実効性を保障するということ。

(D 委員)

市民参加の原則制度とルールを定め、実効性を担保するとそういうことを入れたほうがいいと思うのです。市民による市民参加もちよっとわからないのですが。

(C 委員)

だから要するにお互いに市民がお互いの市民参加をきちんと認めた上で。

(D 委員)

書かれた B さんに聞いているのです。

(委員長)

どこからとったか、ちょっとさがしているのですよね。前回の意見はそのほかいくつかの資料をみながら、やっていたので。

(D 委員)

では、もしなければ考え直したほうがいいのではないのでしょうか。

(委員長)

ちょっとそれはもう 1 回。

(E 委員)

これ、実効性の担保みたいなほうがよいのではないですか。

(I 委員)

市民が実効性を。

(D 委員)

いや、違うのですよ。

(E 委員)

これ条例なのですか。

(D 委員)

ウのほうに私は、原則と制度、ルールを定め、実効性を担保するとすれば良いと思います。

(E 委員)

それでいいですよ。

(D 委員)

エはよくわからない。

(委員長)

はい、それ以外の御意見。

(D 委員)

それからですね、協働とかいうのは、自治基本条例第3条に準ずるだけではちょっと足りないのではないかとということを前にも説明
… …

(委員長)

ちょっと今は目的のところですから、定義のところはまだしていないので。

(D 委員)

でもそしたらエのところはどういうふうにするかというのはちょっとBさんほか皆さんの御意見いただきたいのですけれども。

(委員長)

だからこれやっぱり前回入ってなくてこれ入れたということで、今ほかのところも見たり、日本の条例なんかも見たりしているものですから、ちょっとここでの文章の表現が少しあれだったのもわか

ります。これももう1度思い出しながら次回説明します。ほかに。

(E 委員)

たぶん実効性を担保するという意味だったと思いますね。

(D 委員)

理念いらないです。目的だけでいいです。理念ではちょっと違うのですよ。

(E 委員)

1番、目的、でいきましょう。

(委員長)

はい、これは今の御意見をもとにまた整理してあれします。それから2番目の定義ですね。ここに市民、市民等、市、市政、参加、協働ということこれは自治基本条例の第3条にこれに準ずるという形で書くのではなくて、もちろん文章に入れていることを、文章に入っていることを、出すわけですけれども、これは括弧書きするかもわかりません。ただ協働というのは、今ここで話し合われている協働と、自治基本条例の協働と少し理念が変わってきている、それをこの間自治基本条例を膨らますという形で文章化するというお話でありましたし、これについては膨らますという方法でいきたいと思います。そしてこの定義の中に先生のほうから主体であるとか、行政参加、議会参加、コミュニティという定義づけがあったほうがいいのではないかというお話があったことになっていきますし、それから今日の話の中で、ここで定義すべきかどうかという問題もありますけれども、地域まちづくり協議会というものをどう扱うかということで、御意見いただきたいと思いますし、それ以外にも皆さんの議論の中でやっぱりこの定義が必要ではないかというお話がありましたら、それも入れて固めるようにしたいと思います。

(D 委員)

議会というのは、これやはり入れたほうがいいのではないですか

ね。それともう1つは今Bさんがおっしゃられた地域まちづくり協議会というのは、1回しか出てこないの、それは本文のほうできちっとやるべきだと思います。定義というのは何回も出ているところを定義しなければいけないので、地域まちづくり協議会はもうこれでいいと思います。

(J 委員)

それから主体というのはあの場でも言いましたよ、先生も。主体の定義というのは難しいねと。主体はいいのではないですか。

(D 委員)

コミュニティ、それから地域住民等というのは、あれは市民とまた違うのだから。地域の市民等と書いてある。それなら良いですね。そうすると、コミュニティは要ると思います。

(委員長)

コミュニティともう1つあるのは行政参加、議会参加があつて、コミュニティ参加は分ける必要があつたと。コミュニティともう1つコミュニティ参加だというものを入れる必要があつたと。

(D 委員)

参加ってここでやっているから、行政参加、議会参加とか何とか参加と、すごく多くなるから。

(E 委員)

コミュニティが定義されればよいのではないですか。

(D 委員)

それでいいのではないですか。

(委員長)

では、行政参加も議会参加もこれはもう。

(D 委員)

新しい自治基本条例と違うのではなくて、自治基本条例をベースに膨らませるわけですから、違うのではないのです。

(委員長)

では、これは今後2月末に向けてこの中身、定義はこの言葉にしたほうがいいのかというような提案をいただきながら、この場で詰めて考えても、さらに議論の中で新しいものが出てくるかと思しますので、これは文章化するという事で御理解いただきたいと思います。

(C 委員)

ちょっと私9月18日に欠席してしまったので、総則の中に市の役割とか議会の役割とか、それはやめたのですか。

(D 委員)

あれはだいぶ前に、行政への参加とそここのところでいろいろ関谷先生にアドバイスいただいたときに、それは反対にむしろ各、行政とか議会とか協働の中でその役割みたいなものをきちっと書いたほうが、より明確になるよということで、それは分解してしまいました。

(E 委員)

分解されて行政への参加は、行政への市民参加で。

(C 委員)

コミュニティのところは市の役割を書かなければいけないですよ。

(D 委員)

そういうことですよ。

(C 委員)

では、バラバラになってしまうではないですか。

(D 委員)

いや、バラバラにはならないです。行政の責務……

(C 委員)

行政のところでも市の役割を書くわけでしょう。議会参加のところでも市の役割……

(E 委員)

市の役割は書かない。行政の役割を書く。

(C 委員)

行政の役割。

(E 委員)

それから議会の役割。

(D 委員)

議会は行政の役割になるのですよね。

(E 委員)

だから行政のところでは行政の役割、議会のところでは議会の役割。責務ですね。

(D 委員)

役割というか責務ですね。それはそういうふうにして、そしてより細かく具体的に書けるのですね。全体を……

(E 委員)

Cさんがいっているのは、コミュニティの中での行政の役割とか、議会の役割を書かなくてはいけないのではないのかということだから、そうではなくて、コミュニティはコミュニティの役割を書く。

(D 委員)

でも、コミュニティと行政との関係がある場合には書かなくては
いけないと思います。コミュニティの場合は財政的支援とかいろいろ
あるわけですから、それはコミュニティの責務として書いたほうが
いいのではないですか。ごめんなさい。コミュニティに関わる行政
の責務、そうするとそういうふうに分野別にもっとより実効性とい
うか、より明確にその責務が明確になってくるのですね、それは
関谷先生おっしゃっていて、それで行政のほうはそういうふうに行
政参加はそれで入れました。

(C 委員)

ずっと、目次がずっと生きていたから。

(D 委員)

あれ見てない。

(C 委員)

目次は8月の段階で作っていたから、入れていない。

(D 委員)

そうですね。それは入らなければいけないと思います。

(委員長)

9時になりましたけれど、この基本原則のことで今日は終わりに
したいと思います。基本原則ア、この条例は自治基本条例の具現化
であり、市民参加の実現を図り、市民福祉の向上に寄与する。イ、
市民等と行政及び議会はそれぞれの立場を尊重し、協力する。ウ、
市民等と行政及び議会は応答的関係を大切にする。エ、市民参加の
多様性、複数選択性を尊重、保障する。オ、情報を公開し、情報共
有を進める。カ、市民等と行政及び議会は、市民参加における協働
を重視する。ということでまとめまして、以下に、同じような原則
的な話が今まで出てくるのですけれども、PDCAだけではなくて

課題発見レベルからの参加であったり、市民が提案したいことをいっぱいもっていると、そういった信頼をもって、この市民参加をすすめていく、私的活動として始まったものが公的活動に変わる可能性を認める、それから18歳以下、高齢者、障害者等の市民参加についても、こういったものが解説または関係条文内で、対応すると。基本原則ということからは外して考えたいということ。

(C 委員)

市民等とは15歳以上にするとか、18歳以上にするとかあったのですけれども、どうなったのですか。

(D 委員)

すみません、18歳以下、高齢者、障害者市民参加というのは、前文の中に書いたらどうかという話が、前に出てきているのですけれど、その辺のところ。前文の中に飲み込んでいただければ。

(C 委員)

18歳以下とか、15歳以下とか。

(D 委員)

あれは全然議論できていないです。

(C 委員)

同じ100%の権利を与えるというのはどうかなという気がしますけれどもね。

(D 委員)

だからその行政参加の中に市民投票、何かのことについては、市民提案権は何歳以上にするとか、そこも議論できていないのですけれど、一応線引きは、提案として選択肢はあると。これはむしろ前文の中に、1番最初から前文の中に織り込むということ。

(J 委員)

この18歳以下というのは。

(D 委員)

これは子どもという意味ですか。これは知りません。

(J 委員)

高齢者と障害者と18歳以下とはどういう意味ですか。

(D 委員)

子どもという意味ですよ。なんで18歳以下に途中で変わったような気がして。私が提案していたのは子どもというような意味だったのですけれどもね。

(C 委員)

自治基本条例では18歳以下なのですか。

(D 委員)

子どもというのは一応18歳までにしたかな。

(C 委員)

この18歳以下というのは。普通だと20歳以下だから。

(D 委員)

自治基本条例でそういうふうにしたかな、ちょっと忘れてしまいました。その辺もあったかもしれません。忘れてしまいました。この18歳以下、何歳以下は子どもという意味です。だからこういうふうに年齢を書かないほうが良いと思うのですよね。私は子どもということ。

(委員長)

Dさんがおっしゃるように自治基本条例の12条のところに子どもの範囲ということで、子どもの権利条約で18歳未満を対象としていること、児童福祉法で18歳未満を児童としているということ

などを総合的に勘案して、市民のうち概ね18歳未満の者を想定しています、ということで18歳以下としました。

(D 委員)

でも以下と書いてあるのは子どもとして括弧つきで18歳以下とするなりして、子どもという部分を大事にしてもらいたいと思います。

(C 委員)

でも、18歳以下というのと未満は違います。

(E 委員)

提案なのですが、このPDCAだけでなく課題発見レベルからの参加なのでしょう。これはこの文言のままでもいいのですけれども、例えば市政プロセスの各段階で参加するみたいな言い方もあるので、すべての段階から参加するのだと、むしろ課題発見の段階から始まり、PDCAの各段階で参加するのだみたいな。

(委員長)

これは基本原則の中に入れたほうがいい、入れるべきだという御意見ですね。

(E 委員)

はい。ただ、PDCAということはあれなので、行政プロセスでの各段階。

(D 委員)

でも行政の中でかなりこれは書き込んでいるのですよね。ここでわざわざ……

(E 委員)

基本原則を受けて、行政のほうで書くということです。

(D 委員)

でもここでわざわざ、では、もうちょっと全ての段階からぐらいの、それは自治基本条例に市民参加というのは、だからここで市民参加等といったときにそのところから書いていって、書いてしまうかね。

(E 委員)

基本原則のところを書いておく。それをその原則を受けて、行政にも書いてもらおうと、そういう手法でよいと思います。

(委員長)

P D C A は、結構どこでも言っていますけれども、課題発見というのは、ある意味、流山らしさというか、そういうことだと思います。

(E 委員)

だから課題発見から始まったすべての段階に参加する。

(D 委員)

だけでなくではなくて、課題発見からが最初。

(委員長)

はい、では今の御意見を生かしながら。

(D 委員)

環境、組織は全くもって手つかず。それはしていただきたいのですが、組織は私の担当だったものですから、全く手つかずですから。これで組織になったときに、ちょっと発言させてもらっていいですか。組織のところ、その市民参加協働推進の組織が手つかずということで、まとめましたけれども、これ全く手つかずで、どうもその時に、コミュニティへの参加の部分の組織が書かれていないのですよ。そこは、私、カバーが全くできていないので、これは行政参加と協働の部分のところの組織に対して非常に限定されているので、

コミュニティの組織はちょっと別に書いていただいたほうが。申し訳ないですけども、それを参考にしながら、よりもっと具体的にそれをもちろん見ながらです。Cさんが書いた組織も全部統合しながら、全体的に行政のほうも書きながら全体を見て、それを入れています。ただ、コミュニティの部分はちょっと私、わからないので、手薄になっています。

(委員長)

今Dさんから、その部分はCさんの、コミュニティのほうでということですね。

それでは次回はまずは今ありました環境、組織をやりまして、それ以外に次回ですね……前にやったところもすべて、総ざらいを。

(D委員)

行政、協働、議会全部です。行政もやっていただきたいですし、協働もやりたいし、全部総ざらいをやっぱりしないとやっぱり。

(E委員)

今度は一気通貫でやらないと。

(J委員)

一气通貫で作ってやってもらわないと。

(D委員)

やらないとね、ちょっと。

(J委員)

そうしないと、その意見交換会に入れなくなってしまいますよね。

(E委員)

次の会議は16日。

(D委員)

16日です。

(C 委員)

16日は10時から12時までの2時間ですか。

(D 委員)

先生は午前中だけですから。

(C 委員)

私がこんなこといっても、先生いない1時間前からわれわれが始めてね、少し議論しておきますか。

(D 委員)

組織とかね、全然ここで。特に環境づくりと組織は全くもって皆さん初めてですから、それを前もって多少やっておいて、それでそこから先生が入って、今までフィードバックしたものをこうやっていくというふうにやったほうが、いいかもしれません。その流れでちょっとね。

(委員長)

いろいろ素晴らしい提案がありましたけれども、皆さんいかがですか。いいですか。それでは9時からになります。

それで今Jさんから出ました一気通貫で資料を一本化したものを作ってほしいという要望がありましたので、これ前回もそうなのですが、Cさんに。

(C 委員)

まあ、いいですけど。

(D 委員)

ちょっと整理がちょっと違う。

(E 委員)

できたら、事務局にどんどん送ってもらって。

(D 委員)

だからそれで事務局がパッパとやれば、そのほうがはっきりすると思います。Cさん1度欠席されているから、今まで出したことを並べればいいわけですから。

(E 委員)

前文、目的、基本原則は、先ほどでた形で。行政とか環境。

(C 委員)

Eさん、目次をもう1回作ってもらってもいいですか。

(E 委員)

いいですよ。

(C 委員)

それができていれば、あとはそれをあたためて。

(D 委員)

だから中身はだいたいできているから。意見交換会もありますから組織までやります。

(E 委員)

目次は・・・。

(C 委員)

先ほど私が言ったように。

(D 委員)

役割とかを直さないで。

(委員長)

それでは、まだ送っていない資料、あるいは追加、新たな資料があれば、それは須郷さんのところにお送りするという事で、事務局、よろしいですか。お願いします。

(E 委員)

それであくまでも、しつこいようですけれども、番号の振り方が曖昧だと、今何をやっているかわからなくなってしまうから、もう1度確認させてください。

(委員長)

それは皆さんでそれぞれ気をつけておくこと、そしてさらに、それは事務局のほうで、まずアラビア数字で、普通で1、2、3、その次は括弧で(1)、(2)、(3)そしてアイウエオ、そして括弧という並びということによろしいですか。

(C 委員)

丸数字は使わないのですか。

(委員長)

丸数字は使いません。

(C 委員)

使わない。1の括弧(1)

(D 委員)

Eさん、説明して。書いて、もう。

(委員長)

それからですね、あとこれは、お知らせというのか、あるいは簡単なお願いということもあるのですが、1つは今日話題に出ましたまちづくり、地域まちづくり協議会、これの関連でシンポジウムを10月、ちょっと配っていただけますか。今話しているのは23日の時間と場所と両方皆さんにお伝えして、ぜひとも参加いただきました

いと思います。

(C 委員)

10月23日2時から、午後2時から4時、場所はクリーンセンター。

(D 委員)

テーマは何ですか。

(C 委員)

テーマ、新たなまちづくりに関するシンポジウム。

(D 委員)

地域まちづくり協議会についてのシンポジウムですか。

(C 委員)

それがメインですね。

(D 委員)

どなたがお越しになるのですか。

(C 委員)

関谷先生が基調講演をされて、パネルディスカッションがあって、一応今予定は井崎市長、それから社会福祉協議会の会長、八木南の第2コミュニティの会長と全市コミュニティ推進委員会委員長。

(J 委員)

すみません、了解は取れたのですか。取れたのですね、良かったです。

(E 委員)

シンポジウム形式ですか。

(C 委員)

一応そういうことで。

(委員長)

パネルディスカッション。

(委員長)

できればできるだけ参加いただいていたければいいなと思います。それから11月6日から4回に渡って、土曜と日曜ですけれども、公開講座をやります。これはまちづくり、市民参加でいろいろやる時にファシリテーターという方が、存在すると会議が非常にスムーズにいく可能性があるということで、これは、主催は流山市と江戸川大学が共催といった形になっております。一応そういうことで土曜、日曜で、朝の10時から午後2時半まで、昼休み挟んでの。

(J 委員)

なんでまた10時になるのですか。いままでずっと10時半だったのに。

(委員長)

10時でお願いします。それではこれは、人数が32人とそれ以外に市の職員も参加しますし、だいたい6人くらいでグループワークを中心としたファシリテーションの研修です。

(D 委員)

コミュニティ課ですか。流山市という。流山市ですけれども、コミュニティ課ですか。

(E 委員)

ちょっとわからないのだけれども、まちづくりファシリテーターを育成する講座でしょう。ということはファシリテーターの基本講座みたいなことでしょう。それに今回は地域のさまざまな課題を把

握するためのファシリテーターの活躍できる仕組みづくりをすすめますというのは。

(委員長)

ワークショップの中でそういうその地域のいろんな課題解決を皆で考えてもらうということですね。

(E 委員)

ケーススタディにしてそういうことをやるということですね。

(委員長)

そうです。

(D 委員)

仕組みづくりがちょっと違う。

(E 委員)

目的が2つあるのですよね。

(D 委員)

そうそう、市民づくりでありとあるから、仕組みを考えるのかなと思って……

(E 委員)

仕組みづくりの講座にみえるから、そういう教材を使って、養成講座をやりますと。

(D 委員)

やりますということでしょう。ファシリテーションで。

(委員長)

はい、ということで、できるだけ参加してください。今日は終わります。

(D 委員)

これはカラー用紙を使っているではないですか。これは予算があったのですか。(笑)

(委員長)

予定の9時を17分超過しました。これをもって今日は終わりといたします。どうもありがとうございました。

(兼子コミュニティ課長)

16日は同じくここです。それから、再度担当が作ったものを、ワードで、メールで送ってください。念のため、全員送ってください。

(閉 会)